



令和7年度からの
移動支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業
について（変更点）
（事業者向け）

令和7年3月
市川市 障がい者支援課



0 1	移動支援事業について	… P 2
0 2	訪問入浴サービス事業について	… P 26
0 3	日中一時支援事業について	… P 27
0 4	その他	… P 28

01 移動支援事業について

令和6年度との変更点

- (1) サービス単価を見直します … P 3
- (2) 喀痰吸引等実施加算を創設します … P 18
- (3) 通学にも利用できるようにします … P 20
- (4) 外出経路の一部のみの利用も可とします … P 21
- (5) グループ支援を設けます … P 22
- (6) 「伴う」・「伴わない」の判定基準を見直します … P 23
- (7) 移動支援基準を作りました … P 24
- (8) その他 … P 25

01 移動支援事業について

(1) サービス単価を見直します

○身体介護を伴う場合

<現行(令和6年度まで)>

	サービス単価
1 回当たりの利用時間が30分以下のとき	2,340円
1 回当たりの利用時間が30分を超え1時間以下のとき	4,070円
1 回当たりの利用時間が1時間を超え1時間30分以下のとき	5,900円
1 回当たりの利用時間が1時間30分を超え4時間以下のとき	5,900円に1時間30分から計算して30分を増すごとに1,200円を加算した額
1 回当たりの利用時間が4時間を超えるとき	11,900円に4時間から計算して30分を増すごとに830円を加算した額



<令和7年度から>

	サービス単価
1 回当たりの利用時間が30分以下のとき	2,710円
1 回当たりの利用時間が30分を超え1時間以下のとき	4,280円
1 回当たりの利用時間が1時間を超え1時間30分以下のとき	6,220円
1 回当たりの利用時間が1時間30分を超え2時間以下のとき	7,100円
1 回当たりの利用時間が2時間を超え4時間以下のとき	7,100円に2時間から計算して30分を増すごとに1,200円を加算した額
1 回当たりの利用時間が4時間を超えるとき	11,900円に4時間から計算して30分を増すごとに830円を加算した額

01 移動支援事業について

- (1) サービス単価を見直します

○身体介護を伴わない場合

<現行(令和6年度まで)>

	サービス単価
1回当たりの利用時間が30分以下のとき	<u>810円</u>
1回当たりの利用時間が30分を超え1時間以下のとき	<u>1,530円</u>
1回当たりの利用時間が1時間を超えるとき	<u>1,530円</u> に1時間から計算して30分を増すごとに <u>760円</u> を加算した額



<令和7年度から>

	サービス単価
1回当たりの利用時間が30分以下のとき	<u>1,120円</u>
1回当たりの利用時間が30分を超え1時間以下のとき	<u>2,080円</u>
<u>1回当たりの利用時間が1時間を超え1時間30分以下のとき</u>	<u>2,910円</u>
1回当たりの利用時間が <u>1時間30分</u> を超えるとき	<u>2,910円</u> に <u>1時間30分</u> から計算して30分を増すごとに <u>730円</u> を加算した額

01 移動支援事業について

－ (1) サービス単価を見直します

○この見直しは、居宅介護の通院等介助の報酬単価と比較した結果です。

身体の介護を伴う場合

	移動支援 (R6年度)	居宅介護 (通院等介助) (R6年度～)
～0.5時間	2,340円	2,710円
～1時間	4,070円	4,280円
～1.5時間	5,900円	6,220円
～2時間	7,100円	7,090円
～2.5時間	8,300円	7,990円
...

身体の介護を伴わない場合

	移動支援 (R6年度)	居宅介護 (通院等介助) (R6年度～)
～0.5時間	810円	1,120円
～1時間	1,530円	2,080円
～1.5時間	2,290円	2,910円
～2時間	3,050円	3,650円
～2.5時間	3,810円	4,380円
...

居宅介護よりサービス単価が低い時間帯（上記の赤色部分）について、居宅介護並みまでサービス単価を引き上げるもの。

※ 居宅介護の報酬額は、一単位の単価×10.6円で計算（比較のため10円未満端数切捨て）。

01 移動支援事業について

- (1) サービス単価を見直します

○結果的に、各時間帯のサービス単価は下記のようにになります。

移動支援（身体の介護を伴う場合）

	サービス単価 (～R6年度)	サービス単価 (R7年度～)
～0.5時間	2,340円	2,710円
～1時間	4,070円	4,280円
～1.5時間	5,900円	6,220円
～2時間	7,100円	7,100円
～2.5時間	8,300円	8,300円
～3時間	9,500円	9,500円
～3.5時間	10,700円	10,700円
～4時間	11,900円	11,900円
～4.5時間	12,730円	12,730円
～5時間	13,560円	13,560円
～5.5時間	14,390円	14,390円
～6時間	15,220円	15,220円
...

移動支援（身体の介護を伴わない場合）

	サービス単価 (～R6年度)	サービス単価 (R7年度～)
～0.5時間	810円	1,120円
～1時間	1,530円	2,080円
～1.5時間	2,290円	2,910円
～2時間	3,050円	3,640円
～2.5時間	3,810円	4,370円
～3時間	4,570円	5,100円
～3.5時間	5,330円	5,830円
～4時間	6,090円	6,560円
～4.5時間	6,850円	7,290円
～5時間	7,610円	8,020円
～5.5時間	8,370円	8,750円
～6時間	9,130円	9,480円
...

※ サービス単価は、夜間(18～22時)又は早朝(6～8時)の場合は1.25倍、深夜(22～翌6時)の場合は1.5倍。

※ 利用時間に端数がある場合、15分未満は切捨て、15分以上45分未満は30分にまるめ、45分以上は1時間に切上げてサービス単価を計算。(この2点は改正なし。)

01 移動支援事業について

－ (1) サービス単価を見直します

○「身体の介護を伴う場合」の各サービスコードについては、一部について単価が変更となります。

○「身体の介護を伴わない場合」の各サービスコードについては、全てにおいて単価が変更となります。また、サービスコードを8個新設します*。

* → 「伴わない日中0.5夜間1」、「伴わない日中1夜間0.5」、「伴わない夜間0.5深夜1」、「伴わない夜間1深夜0.5」、「伴わない深夜0.5早朝1」、「伴わない深夜1早朝0.5」、「伴わない早朝0.5日中1」、「伴わない早朝1日中0.5」の8つのコードを新設。

○今回のサービス単価見直しの結果、「身体の介護を伴う場合」で、一部、少額ながら報酬が下がる時間帯が生じます*。

(* → 「身体の介護を伴う場合」であって、日中(又は夜間)に1.5時間以下のサービス単価を算定し、かつ、夜間(又は深夜)以降にも引き続きサービスを提供する場合で、さらに、総算定時間が2時間以上の場合に、単価が現行より1回あたり50～100円下がります。ただし、その他のサービス提供では単価が0～550円上がりますので、総じて今回のサービス単価見直しは事業者の皆様の増収に働くと試算しています。)

○「身体の介護を伴う場合」は、ほとんどの時間帯で既に居宅介護（通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合）よりも単価が高い状態だったので、単価の変更は一部の時間帯のみに留まっています。

○反面、「身体の介護を伴わない場合」では、ほとんどの時間帯で居宅介護（通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合）よりも単価が低かったため、単価の変更は全ての時間帯に及んでいます*。

* → 「身体の介護を伴わない場合」では、総算定時間が9～11時間程度までは報酬が増額となります。総算定時間がそれよりも長い場合は、報酬が現行よりも減額となりますが、そこまでの長時間にわたるサービスを提供する場合はまずないと思います。 - 7 -

01 移動支援事業について

- (1) サービス単価を見直します

○今回のサービス単価見直しによる事業者の皆様の報酬への影響（試算）

令和5年度実績（令和5年4月請求分から令和6年3月請求分まで）

	実利用者数	総提供時間	報酬		
			市支出額	利用者負担額	
身体介護を伴う場合	431人	40,795.0時間	124,626,570円	392,950円	125,019,520円
身体介護を伴わない場合	104人	7,762.5時間	11,894,540円	49,820円	11,944,360円
計	530人	48,557.5時間	136,521,110円	442,770円	136,963,880円



新単価による試算

報酬
126,162,530円
12,935,530円
139,098,060円

+ 2,134,180円
(+ 1.56%)

令和5年度実績をサンプルとして影響額を試算したところ、
新単価になった場合の事業者の皆様の報酬は
全体平均で+1.56%となりました。
(「伴う」で+0.91%、「伴わない」で+8.30%)

01 移動支援事業について

- (1) サービス単価を見直します



(参考) 最近の市川市の実績(移動支援)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	587人	513人	477人	508人	530人
総提供時間	54,845.5時間	38,332時間	36,716時間	44,314時間	48,557.5時間
報酬	142,770,070円	102,747,350円	101,838,070円	124,496,160円	136,963,880円

01 移動支援事業について

－ (1) サービス単価を見直します

(参考) 近隣市区との単価比較 (伴う) (令和6年度単価)

(単位:円)

	①居宅介護(通院等 介助(身体介護を伴 う場合)が中心である 場合) (5級地の単価で計 算)	②R6市川市移動支 援(身体介護を伴う 場合)	③R6松戸市移動支 援(個別・社会参加・ 身体介護を伴う) (5級地の単価で計 算)	④R6浦安市移動支 援(身体介護を伴う)	⑤R6船橋市移動支 援(身体介護あり)	⑥R6鎌ヶ谷市移動 支援(身体介護を伴 うもの)	⑦R6江戸川区移動 支援(身体介護を伴 う場合) (1級地の単価で計 算)
0.5時間	2,713	2,340	2,703	2,400	2,470	2,540	2,867
1時間	4,282	4,070	4,261	4,000	4,210	4,020	4,524
1.5時間	6,222	5,900	6,190	5,700	6,250	5,840	6,574
2時間	7,091	7,100	7,059	7,400	7,830	6,670	7,492
2.5時間	7,992	8,300	7,950	9,100	9,440	7,500	8,444
3時間	8,872	9,500	8,829	10,800	11,040	8,330	9,374
3.5時間	9,762	10,700	9,709	12,500	12,550	9,160	10,315
4時間	10,642	11,900	10,589	14,200	13,650	9,990	11,244
4.5時間	11,522	12,730	11,469	15,900	14,440	10,820	12,174
5時間	12,402	13,560	12,349	17,600	15,230	11,650	13,104
5.5時間	13,281	14,390	13,228	19,300	16,020	12,480	14,033
6時間	14,161	15,220	14,108	21,000	16,810	13,310	14,963
6.5時間	15,041	16,050	14,988	22,700	17,600	14,140	15,892
7時間	15,921	16,880	15,868	24,400	18,390	14,970	16,822
7.5時間	16,801	17,710	16,748	26,100	19,180	15,800	17,752
8時間	17,680	18,540	17,627	27,800	19,970	16,630	18,681
8.5時間	18,560	19,370	18,507	29,500	20,760	17,460	19,611
9時間	19,440	20,200	19,387	31,200	21,550	18,290	20,540
9.5時間	20,320	21,030	20,267	32,900	22,340	19,120	21,470
10時間	21,200	21,860	21,147	34,600	23,130	19,950	22,400
10.5時間	22,079	22,690	22,026	36,300	23,920	20,780	23,329
11時間	22,959	23,520	22,906	38,000	24,710	21,610	24,259
11.5時間	23,839	24,350	23,786	39,700	25,500	22,440	25,188
12時間	24,719	25,180	24,666	41,400	26,290	23,270	26,118

- 単価が市川市より
3%以上高いところ
- 単価が市川市より
1%以上高いところ
- 単価が市川市より
1%以上低いところ
- 単価が市川市より
3%以上低いところ

01 移動支援事業について

－ (1) サービス単価を見直します



(参考) 近隣市区との単価比較 (伴う) (令和7年度単価)

(単位：円)

	①居宅介護(通院等 介助(身体介護を伴 う場合)が中心である 場合) (5級地の単価で計 算)	②R7市川市移動支 援(身体介護を伴う 場合)	③R7松戸市移動支 援(個別・社会参加・ 身体介護を伴う)(予 定) (5級地の単価で計 算)	④R7浦安市移動支 援(身体介護を伴う)	⑤R7船橋市移動支 援(身体介護あり)	⑥R7鎌ヶ谷市移動 支援(身体介護を伴 うもの)	⑦R7江戸川区移動 支援(身体介護を伴 う場合) (1級地の単価で計 算)
0.5時間	2,713	2,710	2,713	2,400	2,470	2,540	2,867
1時間	4,282	4,280	4,282	4,000	4,210	4,020	4,524
1.5時間	6,222	6,220	6,222	5,700	6,250	5,840	6,574
2時間	7,091	7,100	7,091	7,400	7,830	6,670	7,492
2.5時間	7,992	8,300	7,992	9,100	9,440	7,500	8,444
3時間	8,872	9,500	8,872	10,800	11,040	8,330	9,374
3.5時間	9,762	10,700	9,762	12,500	12,550	9,160	10,315
4時間	10,642	11,900	10,642	14,200	13,650	9,990	11,244
4.5時間	11,522	12,730	11,522	15,900	14,440	10,820	12,174
5時間	12,402	13,560	12,402	17,600	15,230	11,650	13,104
5.5時間	13,281	14,390	13,281	19,300	16,020	12,480	14,033
6時間	14,161	15,220	14,161	21,000	16,810	13,310	14,963
6.5時間	15,041	16,050	15,041	22,700	17,600	14,140	15,892
7時間	15,921	16,880	15,921	24,400	18,390	14,970	16,822
7.5時間	16,801	17,710	16,801	26,100	19,180	15,800	17,752
8時間	17,680	18,540	17,680	27,800	19,970	16,630	18,681
8.5時間	18,560	19,370	18,560	29,500	20,760	17,460	19,611
9時間	19,440	20,200	19,440	31,200	21,550	18,290	20,540
9.5時間	20,320	21,030	20,320	32,900	22,340	19,120	21,470
10時間	21,200	21,860	21,200	34,600	23,130	19,950	22,400
10.5時間	22,079	22,690	22,079	36,300	23,920	20,780	23,329
11時間	22,959	23,520	22,959	38,000	24,710	21,610	24,259
11.5時間	23,839	24,350	23,839	39,700	25,500	22,440	25,188
12時間	24,719	25,180	24,719	41,400	26,290	23,270	26,118

- 単価が市川市より
3%以上高いところ
- 単価が市川市より
1%以上高いところ
- 単価が市川市より
1%以上低いところ
- 単価が市川市より
3%以上低いところ

※ ①、③、⑦は、異なる地域区分で
計算しているために単価が異なって
いるが、元となる「単位」は全て同じ。

01 移動支援事業について

－ (1) サービス単価を見直します



(参考) 近隣市区との単価比較 (伴わない) (令和6年度単価)

(単位：円)

	①居宅介護(通院等 介助(身体介護を伴 わない場合)が中心で ある場合) (5級地の単価で計 算)	②R6市川市移動支 援(身体介護を伴 わない場合)	③R6松戸市移動支 援(個別・社会参加・ 身体介護を伴わない) (5級地の単価で計 算)	④R6浦安市移動支 援(身体介護を伴 わない)	⑤R6船橋市移動支 援(身体介護なし)	⑥R6鎌ヶ谷市移動 支援(身体介護を伴 わないもの)	⑦R6江戸川区移動 支援(身体介護を伴 わない場合) (1級地の単価で計 算)
0.5時間	1,123	810	1,113	2,400	1,000	1,050	1,187
1時間	2,088	1,530	2,077	2,400	2,000	1,970	2,206
1.5時間	2,915	2,290	2,904	3,600	2,810	2,760	3,080
2時間	3,657	3,050	3,635	4,800	3,510	3,460	3,864
2.5時間	4,388	3,810	4,367	6,000	3,990	4,160	4,636
3時間	5,119	4,570	5,098	7,200	4,790	4,860	5,409
3.5時間	5,851	5,330	5,830	8,400	5,580	5,560	6,182
4時間	6,582	6,090	6,561	9,600	6,370	6,260	6,955
4.5時間	7,314	6,850	7,292	10,800	7,160	6,960	7,728
5時間	8,045	7,610	8,024	12,000	7,950	7,660	8,500
5.5時間	8,776	8,370	8,755	13,200	8,740	8,360	9,273
6時間	9,508	9,130	9,487	14,400	9,530	9,060	10,046
6.5時間	10,239	9,890	10,218	15,600	10,320	9,760	10,819
7時間	10,971	10,650	10,949	16,800	11,110	10,460	11,592
7.5時間	11,702	11,410	11,681	18,000	11,900	11,160	12,364
8時間	12,433	12,170	12,412	19,200	12,690	11,860	13,137
8.5時間	13,165	12,930	13,144	20,400	13,480	12,560	13,910
9時間	13,896	13,690	13,875	21,600	14,270	13,260	14,683
9.5時間	14,628	14,450	14,606	22,800	15,060	13,960	15,456
10時間	15,359	15,210	15,338	24,000	15,850	14,660	16,228
10.5時間	16,090	15,970	16,069	25,200	16,640	15,360	17,001
11時間	16,822	16,730	16,801	26,400	17,430	16,060	17,774
11.5時間	17,553	17,490	17,532	27,600	18,220	16,760	18,547
12時間	18,285	18,250	18,263	28,800	19,010	17,460	19,320

- 単価が市川市より
3%以上高いところ
- 単価が市川市より
1%以上高いところ
- 単価が市川市より
1%以上低いところ
- 単価が市川市より
3%以上低いところ

01 移動支援事業について

－ (1) サービス単価を見直します



(参考) 近隣市区との単価比較 (伴わない) (令和7年度単価)

(単位：円)

	①居宅介護(通院等 介助(身体介護を伴 わない場合)が中心で ある場合) (5級地の単価で計 算)	②R7市川市移動支 援(身体介護を伴 わない場合)	③R7松戸市移動支 援(個別・社会参加・ 身体介護を伴わな い)(予定) (5級地の単価で計 算)	④R7浦安市移動支 援(身体介護を伴わ ない)	⑤R7船橋市移動支 援(身体介護なし)	⑥R7鎌ヶ谷市移動 支援(身体介護を伴 わないもの)	⑦R7江戸川区移動 支援(身体介護を伴 わない場合) (1級地の単価で計 算)
0.5時間	1,123	1,120	1,123	2,400	1,000	1,050	1,187
1時間	2,088	2,080	2,088	2,400	2,000	1,970	2,206
1.5時間	2,915	2,910	2,915	3,600	2,810	2,760	3,080
2時間	3,657	3,640	3,657	4,800	3,510	3,460	3,864
2.5時間	4,388	4,370	4,388	6,000	3,990	4,160	4,636
3時間	5,119	5,100	5,119	7,200	4,790	4,860	5,409
3.5時間	5,851	5,830	5,851	8,400	5,580	5,560	6,182
4時間	6,582	6,560	6,582	9,600	6,370	6,260	6,955
4.5時間	7,314	7,290	7,314	10,800	7,160	6,960	7,728
5時間	8,045	8,020	8,045	12,000	7,950	7,660	8,500
5.5時間	8,776	8,750	8,776	13,200	8,740	8,360	9,273
6時間	9,508	9,480	9,508	14,400	9,530	9,060	10,046
6.5時間	10,239	10,210	10,239	15,600	10,320	9,760	10,819
7時間	10,971	10,940	10,971	16,800	11,110	10,460	11,592
7.5時間	11,702	11,670	11,702	18,000	11,900	11,160	12,364
8時間	12,433	12,400	12,433	19,200	12,690	11,860	13,137
8.5時間	13,165	13,130	13,165	20,400	13,480	12,560	13,910
9時間	13,896	13,860	13,896	21,600	14,270	13,260	14,683
9.5時間	14,628	14,590	14,628	22,800	15,060	13,960	15,456
10時間	15,359	15,320	15,359	24,000	15,850	14,660	16,228
10.5時間	16,090	16,050	16,090	25,200	16,640	15,360	17,001
11時間	16,822	16,780	16,822	26,400	17,430	16,060	17,774
11.5時間	17,553	17,510	17,553	27,600	18,220	16,760	18,547
12時間	18,285	18,240	18,285	28,800	19,010	17,460	19,320

- 単価が市川市より
3%以上高いところ
- 単価が市川市より
1%以上高いところ
- 単価が市川市より
1%以上低いところ
- 単価が市川市より
3%以上低いところ

※ ①、③、⑦は、異なる地域区分で
計算しているために単価が異なっ
ているが、元となる「単位」は全て同じ。

01 移動支援事業について

- (1) サービス単価を見直します

○なぜ一部の時間帯で減額となるのか（詳細説明）

→報酬の計算の仕組みが、次のようになっているためです。

(例)「身体の介護を伴う場合」で「日中1夜間2」の支援をすると…

	サービス単価 (~R6年度)	
~0.5時間	2,340円	2,340円
~1時間	4,070円	+1,730円
~1.5時間	5,900円	+1,830円
~2時間	7,100円	+1,200円
~2.5時間	8,300円	+1,200円
~3時間	9,500円	+1,200円
~3.5時間	10,700円	+1,200円
~4時間	11,900円	+1,200円
~4.5時間	12,730円	+830円
~5時間	13,560円	+830円
~5.5時間	14,390円	+830円
~6時間	15,220円	+830円
~6.5時間	16,050円	+830円
~7時間	16,880円	+830円
~7.5時間	17,710円	+830円
~8時間	18,540円	+830円
…	…	…

→(2,340+1,730)×日中1.0=4,070円 (…①)

→(1,830+1,200+1,200+1,200)×夜間1.25=6,787.5円 (…②)

報酬=①+②≒10,850円
というふうに計算する。

01 移動支援事業について

－ (1) サービス単価を見直します

今回、例えば「身体の介護を伴う場合」だと、次のようにサービス単価を変えるから…

	サービス単価 (～R6年度)	
～0.5時間	2,340円	2,340円
～1時間	4,070円	+1,730円
～1.5時間	5,900円	+1,830円
～2時間	7,100円	+1,200円
～2.5時間	8,300円	+1,200円
～3時間	9,500円	+1,200円
～3.5時間	10,700円	+1,200円
～4時間	11,900円	+1,200円
～4.5時間	12,730円	+830円
～5時間	13,560円	+830円
～5.5時間	14,390円	+830円
～6時間	15,220円	+830円
～6.5時間	16,050円	+830円
～7時間	16,880円	+830円
～7.5時間	17,710円	+830円
～8時間	18,540円	+830円
…	…	…



	サービス単価 (R7年度～)	
～0.5時間	2,710円	2,710円
～1時間	4,280円	+1,570円
～1.5時間	6,220円	+1,940円
～2時間	7,100円	+880円
～2.5時間	8,300円	+1,200円
～3時間	9,500円	+1,200円
～3.5時間	10,700円	+1,200円
～4時間	11,900円	+1,200円
～4.5時間	12,730円	+830円
～5時間	13,560円	+830円
～5.5時間	14,390円	+830円
～6時間	15,220円	+830円
～6.5時間	16,050円	+830円
～7時間	16,880円	+830円
～7.5時間	17,710円	+830円
～8時間	18,540円	+830円
…	…	…

ここが従前より下がっていることが影響して、

例えば「伴う日中1夜間2」だと

R6年度までだと10,850円

R7年度からだと、 $4,280円 \times 1.0 + 5,220円 \times 1.25 \div 10,800円$ となり、従前より50円減となる。

ただし、従前より減となる場合は限定的。

「身体の介護を伴う場合」であって、日中(又は夜間)に1.5時間以下のサービス単価を算定し、かつ、夜間(又は深夜)以降にも引き続きサービスを提供する場合で、さらに、総算定時間が2時間以上の場合に、単価が現行より1回あたり50～100円下がりますが、それ以外の場合は0～550円上がります。

前述したとおり、

新単価になった場合の事業者の皆様の報酬は全体平均で+1.56%となる試算。

(「伴う」で+0.91%、「伴わない」で+8.30%)

01 移動支援事業について - (1) サービス単価を見直します

また、「身体の介護を伴わない場合」については、総算定時間が9.5～11.5時間程度以上のときは、報酬が現行より減となります。
なぜかと言うと…

<身体の介護を伴わない(令和6年度まで)>

	サービス単価
1 回当たりの利用時間が30分以下のとき	810円
1 回当たりの利用時間が30分を超え1時間以下のとき	1,530円
1 回当たりの利用時間が1時間を超えるとき	1,530円に1時間から計算して30分を増すごとに760円を加算した額



<身体の介護を伴わない(令和7年度から)>

	サービス単価
1 回当たりの利用時間が30分以下のとき	1,120円
1 回当たりの利用時間が30分を超え1時間以下のとき	2,080円
1 回当たりの利用時間が1時間を超え1時間30分以下のとき	2,910円
1 回当たりの利用時間が1時間30分を超えるとき	2,910円に1時間30分から計算して30分を増すごとに730円を加算した額

ここは増額するけど、

ここは減額するから、

長時間になるといずれ現行報酬額を追い抜く(下回る)ためです。

※「居宅介護(通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合)」の報酬単価は、所要時間1.5時間以上の場合「30分増すごとに+69単位」なので、 $69 \times 10.6円 = 731.4円 \approx 730円$ と設定したものだ。

- (例1)「伴わない日中10夜間1」の報酬 …現行だと17,110円、新単価で計算すると17,140円
「伴わない日中10夜間1.5」の報酬 …現行だと18,060円、新単価で計算すると18,050円
- (例2)「伴わない日中6夜間4深夜0.5」の報酬 …現行だと17,870円、新単価で計算すると17,870円
「伴わない日中6夜間4深夜1」の報酬 …現行だと19,010円、新単価で計算すると18,970円
- (例3)「伴わない日中2夜間4深夜3」の報酬 …現行だと17,490円、新単価で計算すると17,510円
「伴わない日中2夜間4深夜3.5」の報酬 …現行だと18,630円、新単価で計算すると18,600円

ここまで長時間にわたるサービスを提供することはまずないと思います。
前述のとおり、新単価になった場合の事業者の皆様の報酬は全体平均で+1.56%となる試算しています。
(「伴う」で+0.91%、「伴わない」で+8.30%)

01 移動支援事業について

- (1) サービス単価を見直します



以上のように、報酬が減となる場合は限定的です。
総合的に見ると増収になるはずですので、“支援控え”などなさらぬようご注意ください。

- 今回の単価見直しによる影響は
全体平均で+2,134,180円 (+1.56%)
（「伴う」で+1,143,010円 (+0.91%)、「伴わない」で+991,170円 (+8.30%)）
と小さいですが、

これは、

- ① もともと「伴う」は居宅介護よりも単価が高い時間帯がほとんどだった（もともと低くなかった）
 - ② 「伴わない」でサービスを提供している実績が少ない
- の2つの理由によるものです。

**参考：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で+1.12%
(処遇改善加算の一本化の効果を含めれば+1.5%を上回る水準)**

さらに、事業者の皆様からのご要望を受け、
令和7年度より「喀痰吸引等実施加算」を創設します。(次項参照)

01 移動支援事業について

(2) 喀痰吸引等実施加算を創設します

「医療的ケアを必要とする方に移動支援を行った場合の加算を創設してほしい」という声を受け、令和7年度より、移動支援に「喀痰吸引等実施加算」を創設することにしました。

○単価

1日につきサービス単価に**1,060円**を加算する。

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の「喀痰吸引等支援体制加算」が100単位であることから、100単位×10.6円=1,060円としました。)

○算定要件

移動支援事業を行う際に、喀痰吸引等*¹が必要な者に対して次の①～③のいずれかの者が喀痰吸引等を併せて行った場合に算定可能とする。

- ① 保健師、助産師、看護師又は准看護師*²
- ② 登録喀痰吸引等事業者*³の介護福祉士*⁴
- ③ 登録特定行為事業者*⁵の認定特定行為業務従事者*⁶

*¹ → 喀痰吸引等とは、次の一～五の行為であって、医師の指示の下に行われるものをいう。(社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項、同法施行規則第1条)

- 一 口腔内の喀痰吸引
- 二 鼻腔内の喀痰吸引
- 三 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- 四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 五 経鼻経管栄養

*² → 保健師助産師看護師法第2条に規定する保健師、同法第3条に規定する助産師、同法第5条に規定する看護師又は同法第6条に規定する准看護師をいう。

*³ → 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の6第1項に規定する登録喀痰吸引等事業者をいう。

*⁴ → 社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護福祉士をいう。

*⁵ → 社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第2項において準用する同法第19条に規定する登録特定行為事業者をいう。

*⁶ → 社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。 - 18 -

01 移動支援事業について

－ (2) 喀痰吸引等実施加算を創設します



○喀痰吸引等実施加算を創設しますので、サービスコードも1個新設します。

(「伴わない」で8個新設するのと合わせ、計9個の新設)

○喀痰吸引等実施加算の算定に当たっては、市への事前の体制届出は不要です。

ただし、市から求めがあったときにはこの加算の算定を適切に行っていることが分かる資料を提出できるように、資料を整備しておいてください。

(例：対象となる方についての資料、喀痰吸引等を行う従業者の資格が分かる資料)

※ サービスコードを含め、具体的な請求方法は、後日市からご案内します。

01 移動支援事業について

(3) 通学にも利用できるようにします

利用できる方

市内に住所を有し、自身の力で居宅から学校まで行くことが困難で、
次の①又は②のいずれかに該当する方

- ① 本人に重度の障がい等（重度心身障害、医療的ケア、強度行動障害）の特性があること
- ② 保護者等に特別な事情（※1）があり、他の送迎手段や付き添いが得られないこと
 （※1）ひとり親、単身赴任、世帯に複数の障がい児、保護者の疾病、同居者への介護、保護者の就労等

通 学 先

特別支援学校等

（義務教育における特別支援学校、特別支援学校高等部及び学区外の特別支援学級（※2））

（※2）特別支援学校幼稚部及び普通学級は対象外

※ 通学に限らず、車両を利用しても、運転者は移動支援報酬で評価できません。

01 移動支援事業について

(4) 外出経路の一部のみの利用も可とします

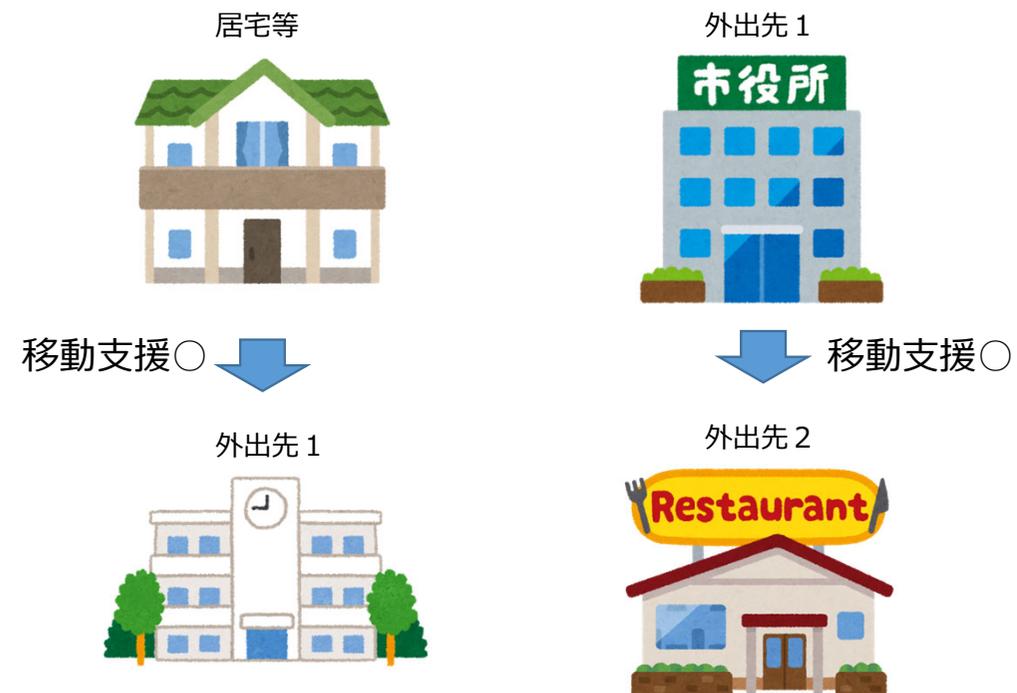
(現在)

原則として、居宅等～外出先～居宅等までの利用



(見直し後)

外出経路の一部のみの利用も可



01 移動支援事業について

(5) グループ支援を設けます

実施条件

○グループ支援は、次の①から⑤までの全てを満たす場合に行うことができます。

- ① 一人の支援者が支援する利用者が2人以下であること。
- ② 支援者が担当する利用者兩名に対し1：1での移動支援を行ったことがあること。
- ③ 一つのグループについて支援者が2人以上であること。
- ④ すべての利用者の意向に基づく支援であること。
- ⑤ あらかじめ事業者において支援計画書を作成し、事故等なく安全に支援が完了するよう十分に留意して実施すること。

報酬

個別支援の場合の75%の額



01 移動支援事業について

(6) 身体の介護を「伴う」・「伴わない」の判定基準を見直します

(現在)

食事や排せつについて、介護者の支援を**全面的に**必要としたり、行動面において突発的な行動等があり、声かけのみではその行動が制止できないため、身体的な介護を要する等の判断がなされた場合
(「移動支援支給内容確認票」で**4点以上**)



(見直し後)

食事や排せつについて、介護者の支援を_____必要としたり、行動面において突発的な行動等があり、声かけのみではその行動が制止できないため、身体的な介護を要する等の判断がなされた場合
(「移動支援支給内容確認票」で**いずれか1つの項目に該当**)

※ 見直しにともない、現在「伴わない」で支給決定している方が、「伴う」に変更となる場合があります。変更を希望される場合は再度聞き取り調査をさせていただきますので、障がい者支援課（相談グループ）にご相談ください。

01 移動支援事業について

(7) 移動支援基準を作りました

基準の内容

- 1 移動支援事業の概要
- 2 移動支援事業を利用することができる方
- 3 支給量基準
- 4 実施方法
- 5 外出の範囲
- 6 外出に係る移動手段
- 7 料金の利用者負担
- 8 報酬
- 9 身体介護を伴う・伴わないの判断基準

市Webサイトに掲載
予定

01 移動支援事業について

(8) その他

- 請求に便利なツール（Excel）を事業者の皆様にご提供する予定です（現在作成中）。
- 事業者登録要件は変更しません。

02 訪問入浴サービス事業について

令和6年度との変更点

○サービス単価を増額します

現行(令和6年度まで)

	サービス単価
全身入浴1回当たり	12,725円
部分入浴又は清拭1回当たり	8,907円



令和7年度から

	サービス単価
全身入浴1回当たり	13,419円
部分入浴又は清拭1回当たり	12,077円

※ 介護保険サービスの「訪問入浴介護」の報酬単位が1,266単位（清拭又は部分浴の場合は100分の90を算定）となっているため、

「全身入浴1回当たり」 = 1,266単位 × 10.6円 = 13,419.6円 ≒ 13,419円

「部分入浴又は清拭1回当たり」 = 1,266単位 × 90/100 × 10.6円 = 12,077.64円 ≒ 12,077円

としました。

03 日中一時支援事業について

令和6年度との変更点

○サービス単価を増額します

現行(令和6年度まで)

	サービス単価	
短期入所事業者 が行う場合	1回当たりの利用時間が4時間未満 のとき	<u>1,510円</u>
	1回当たりの利用時間が4時間以上 8時間未満のとき	<u>3,020円</u>
	1回当たりの利用時間が8時間以上 のとき	<u>4,530円</u>
短期入所事業者 以外の者が行う 場合	1回当たりの利用時間が4時間未満 のとき	<u>3,020円</u>
	1回当たりの利用時間が4時間以上 8時間未満のとき	<u>4,530円</u>
	1回当たりの利用時間が8時間以上 のとき	<u>6,040円</u>
	送迎加算	片道 <u>550円</u>

令和7年度から

サービス単価
<u>1,640円</u>
<u>3,280円</u>
<u>4,870円</u>
<u>3,280円</u>
<u>4,870円</u>
<u>6,570円</u>
片道 <u>570円</u>

※ 松戸市の単価を参考にしました。

04 その他

(1) 請求はいつから変わる？

○令和7年4月サービス提供分からサービス単価が変わります。

(2) 利用者への市からの周知は？

○文書にてお知らせするとともに、市Webサイト上に説明資料を掲載します。

- ご質問があれば、
電話 047-712-8516（市川市障がい者支援課管理グループ）
メール shogaishashien@city.ichikawa.lg.jp
へ。